

2 食事費用欄の記載について

様式第8、9、10の食事費用欄の「特別食」の「単価」には、加算金額のみを記載するのか、それとも基本食事サービス費との合計金額を記載するのか。

(答)

「特別食」の「単価」欄には1日あたりの基本食事サービス費 + 特別食加算の金額を記載すること。

記載例：

4月1日～30日入所

4月21日～30日まで特別食加算あり

基本食事サービス費2120円、標準負担額(日額)760円

食事費用欄	食事提供費										標準負担額(月額)					食事提供費請求額					標準負担額								
	基本	日数	2	0	単価	2	1	2	0	金額	4	2	4	0	0	2	2	8	0	0	4	4	3	0	0		7	6	0
	特別食	1	0	2	4	7	0	2	4	7	0	0																	
延べ日数	3	0	公費日数						合計	6	7	1	0	0	公費請求分														

保険と公費(生活保護受給者)の併給請求の記載例：

4月1日～30日入所、1日～30日生活保護適用

4月21日～30日まで特別食加算あり

基本食事サービス費2120円、標準負担額(日額)300円

食事費用欄	食事提供費										標準負担額(月額)					食事提供費請求額					標準負担額							
	基本	日数	2	0	単価	2	1	2	0	金額	4	2	4	0	0				0	5	8	1	0	0		3	0	0
	特別食	1	0	2	4	7	0	2	4	7	0	0																
延べ日数	3	0	公費日数			3	0	合計	6	7	1	0	0	公費請求分														

3 介護給付費請求書別紙について

居宅療養管理指導のみの請求の場合も、介護給付費請求書別紙を添付することになるのか。

(答)

当該事業所において、提供するサービスが居宅療養管理指導のみの場合は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)附則第2条で規定する様式第一(二)「介護給付費請求書別紙(請求の基礎となる施設・人員等の区分)」の提出を省略しても差し支えない。

なお、電子情報処理組織等を用いた請求の場合においても、当該事項に係る入力等はこれと同様、不要とする。